

幼児教育アドバイザー訪問事業のご案内

園・所内研修をしたいけれど、
どうしたらいいのかな？

気になる子供への支援は、
どうしたらいいのかな？

子供の育ちをもっと高めるために、
環境をどう整えればいいのかな？

日々の記録や指導計画は
どんなふうに書いたらいいのかな？

そんなとき…

幼児教育アドバイザー訪問事業を活用しませんか？

※幼児教育アドバイザーとは、園・所での勤務経験が豊富な園・所長経験者や現役園長、養成大学の指導者などです。

園・所等に寄り添い、一緒に考えながら、
園・所等を支援します。

保育参観+カンファレンス



保育を参観した後、園・所等の先生方のお話を伺いながら、明日からの保育のための具体的な取組等を一緒に考えていきます。

県立特別支援学校の教育相談主任が同行し、特別支援に関する、
より専門的なアドバイスを行うことも可能です！

園・所内研修

子供の姿の見取り、環境構成、カリキュラム開発、保育記録の取り方等、
様々なテーマを取り上げ、園・所内研修や園・所長会をサポートします。



保育内容等に関する悩みへの相談対応

少人数での学び合いや、日々のちょっとした悩みなどに関する訪問も
お受けします。短時間での訪問（1～2時間）も可能です。

複数回の訪問も可能です。訪問に係る費用は一切かかりません。

ちょっとしたことでも、お気軽にご相談ください！

訪問内容や時間配分等は、ご要望を伺いながら調整します。

詳しくは、「幼児教育アドバイザー
訪問事業～はじめての活用ガイド～」
をご覧ください。



お問合せ先

広島県教育委員会 乳幼児教育支援センター

〒730-8514 広島市中区基町9番42号

電話 082-513-4978

FAX 082-212-3331

メール kyoyou.kenshu@pref.hiroshima.lg.jp

お申込みは
裏面へ

広島県教育委員会乳幼児教育支援センター長 宛

電話 082-513-4978, Fax 082-212-3331

E-mail kyoyou.kenshu@pref.hiroshima.lg.jp

※乳幼児教育支援センター記入欄

決定連絡日

決定連絡者

幼児教育アドバイザー訪問依頼書

1 申請者

園・所 設置区分 (○をして ください。)	国公立	施設区分 (○をして ください。)	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)			地域型保育事業所
	私立		保育所(保育所型認定こども園を含む。)			認可外保育施設
			幼保連携型認定こども園			特別支援学校幼稚部
ふりがな						ふりがな
園・所名						代表者名
						ふりがな
住所	〒					担当者名
						電話番号
						Fax番号
						E-mail
園児実員 (参観希望の クラスに○を 付けてくださ い。)	0歳児()人	1歳児()人	2歳児()人	依頼 回数	今年度依頼予定()回	
	3歳児()人	4歳児()人	5歳児()人		今回の依頼()回目	

2 訪問希望内容

(1) 訪問対象・参加者について

★どちらかに○を付けてください。				参加 者	園・所長等(管理職)	()人	計
自園・所への訪問を希望					教員・保育士等	()人	
その他(園・所長会または、市町内保育者研修会等)					その他の職員	()人	
研修会名(主催者)・会場名(住所) ※申請者の園・所に訪問する場合は、記入不要							

(2) 相談内容等

相談 項目	空欄に○を付け、必要事項をご記入ください。(複数回答可)						
	①乳幼児理解	②乳幼児への援助	③環境構成	④保育記録			
	⑤指導計画 (長期・短期)	⑥要領・指針	⑦「5つの力」・「遊び 学び 育つひろしまっ子！」 推進プラン				
	⑧特別支援 →特別支援学校の教育相談主任の同行を希望しますか? する・しない ※特別支援学校の教育相談主任との日程調整ができなかった場合は、2回目以降の訪問時に同行させていただくこともあります。						
	⑨小学校との連携・接続(接続カリキュラムを含む)			⑩保護者対応			
★上記の○の項目について、自園・所の実態を踏まえて内容を詳しくご記入ください。				★当日の流れをご記入ください。			
				時間	内容(打合せ・保育参観・振り返り等)		

(3) 訪問希望日時

第1希望	月 日()	第2希望	月 日()	第3希望	月 日()
	時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分

注 祝日を除く月曜日から金曜日の9時から15時の間において、希望の日時で調整します。当日の打合せや振り返り、個別の相談等を希望する場合は、その時間を含めて記入し、この時間帯で収まらない場合等は、相談してください。

※2回目以降の訪問を希望される場合は、依頼書を新たにご提出ください。(1訪問につき1枚の依頼書の提出です)